

**「地域共生社会の在り方検討会議」
中間とりまとめ
(抜粋)**

令和7年5月28日

地域共生社会の在り方検討会議

「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ

令和7年5月28日
地域共生社会の在り方検討会議

目次

0. はじめに

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

- (1) 地域共生社会の理念・概念の再整理、更なる展開に向けた連携・協働
- (2) 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- (1) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方
- (2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方
- (3) 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方

3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

- (1) 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
- (2) 「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方

5. 社会福祉における災害への対応

災害時の被災者支援との連携の在り方

6. 終わりに

0. はじめに

- 地域共生社会の理念・概念が提唱され、政府において、本格的な取組が開始されてから10年弱が経過する。この間、地域共生社会の実現に向けては、平成29年の社会福祉法（以後、「法」とする。）改正により、全市町村に対して、包括的な支援体制の整備を努力義務化するほか、令和2年の法改正において、重層的支援体制整備事業を創設するなどの取組が進められてきた。
- こうした制度改正等も踏まえ、市町村においては、多様な取組が展開され、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現に向けた実践が、各地で広がってきている。

既に一部の地域においては、地域性を活かした自治体独自の豊かな取組が見られるほか、福祉分野における連携・協働を図り、これまで制度の狭間に置かれ支援が行き届いていなかった事案への対応を進めていこうとする流れが確実に生まれてきている。
- 他方、こうした流れは、一部の先駆的な地域における取組に限られていて未だ全国に遍く広がっているわけではない。また、この間の制度改正を受けて、包括相談体制の構築を強化する流れができつつあるが、多くの地域においては、包括的な支援体制をどのように整備すべきか戸惑いも見られ、明確な展望が切り拓かれているとは言いがたい。国と自治体にとって新たな挑戦であることを考えると試行錯誤が繰り返されるのは当然であるが、福祉分野を超えた体制の構築や地域との連携・協働が不可避であるという意識・認識は十分に共有されるに至っていない。地域が直面している課題に照らした時、包括相談と一体で構築すべき地域づくりの取組は決して十分とは言えない現実も直視しなければならない。国や自治体、そして地域は、相互に課題を押しつけ合うのではなく、あくまで地域ごとの独自の取組を尊重しつつも、共に手を携え歩みをすすめるべきである。
- さらに、2040年に向けてはこれまで地域における支え合いの基盤となっていた地縁・血縁・社縁と言った繋がりが弱くなること、単身世帯（特に、高齢者単身世帯や生涯未婚世帯）の増加¹などの社会情勢の変化、法制審議会²におい

¹ 単身世帯：2020年 2,115万世帯（38.0%）→2040年 2,442万世帯（43.5%）、
高齢者単身世帯：2020年 738万世帯（13.2%）→2040年 1,041万世帯（18.6%）
（出典：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」）

² 法制審議会民法（成年後見等関係）部会

て、成年後見制度の見直しの議論が進められる等、地域福祉を取り巻く環境も更なる変容が生じている。

- こうした中で、令和2年の改正法附則第2条³における施行後5年の検討規定や、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」⁴等も踏まえ、厚生労働省において、昨年6月に「地域共生社会の在り方検討会議」（以後、「検討会議」とする。）が設置された。

検討会議においては、この検討規定等を踏まえ、

- ① 地域共生社会の更なる展開に向けた対応
 - ② 身寄りのない高齢者等への対応
 - ③ 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性
 - ④ 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方
 - ⑤ 社会福祉における災害への対応
- などを検討事項として掲げ、議論を進めてきた。

- これまで、各回の議題に沿って、有識者や先進自治体・事業者にもヒアリング等のご協力をいただく中で、検討会議を計10回開催し、議論を行ってきた。本報告書は、この議論の成果を整理し、とりまとめるものである。

³ 令和2年改正法附則第2条

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⁴ 令和5年12月22日 閣議決定

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

(1) 地域共生社会の理念・概念の再整理、更なる展開に向けた連携・協働

① 地域共生社会の理念・概念の性格、行政責務

【現状・課題等】

○ 法第4条第1項において、地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない、と規定されている。

○ また、法第4条第2・3項においては、地域福祉の推進に当たっての地域住民等の責務が規定されている⁵。

他方、法第6条第2・3項においては、地域福祉の推進に当たっての国・地方公共団体の責務が規定されている⁶。

この点については、第4条の地域住民等と第6条の行政との関係性が法文上明確ではなく、地域共生社会の推進の主体が地域住民等のみと捉えられている面もある。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議において、地域共生社会の理念・概念の性格について、
 - ・ あらゆる地域住民が排除されないことが、地域共生の柱にあることが重要。この趣旨を法文上明記することが不可欠。
 - ・ 障害法制⁷における「共生社会」と法における「地域共生社会」の相違点に留意する必要がある⁸。
 - ・ 地域共生社会の規範内容としては、互助あるいは自治といった内容が埋め

⁵ 具体的には、同条第2項においては、地域住民等は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないこと、同条第3項においては、地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、地域住民等の抱える地域生活課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意すること等を規定。

⁶ 具体的には、同条第2項においては、行政には、包括的な支援体制の整備等、地域福祉の推進のために必要な措置を講ずるよう努める責務があること、同条第3項においては、国・都道府県は、市町村において包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報提供等を行う責務があること等を規定。

⁷ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）など

⁸ 地域共生社会の理念は、「支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ」：ケアリングコミュニティであり、障害法制等における「共生社会」はノーマライゼーション（出典：第4回検討会議原田構成員提出資料）

込まれている⁹。

- ・ 今後、人口減少や単身世帯の増加等に伴う家族機能の低下がすすんでいくことを踏まえると、互助を含めた住民主体の地域づくりが広がっていく必要があり、地域共生社会を進めていく上では、この趣旨や背景を広く認識共有していく必要がある。

等の指摘があった。

- また、地域共生社会を実現するための地域住民等や国・地方公共団体の責務について、

- ・ 地域共生社会を創出していくのは地域住民だけに押し付けられるものではなく、行政や社会福祉法人や市民活動等、多様なセクターが協働していくことが重要。
- ・ 第4条と第6条がつながることが条文上わかるような規定ふりとすべき。

等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、以下について、対応を進めるべきである。

- ・ 地域共生社会の実現にあたっては、あらゆる地域住民が、排除されず地域社会に参画し、共に生活していくことや、地域住民同士で支え合う地域を形成していくことが重要であることから、この趣旨を条文上反映させることについて、法令上の規定の整備の検討を進める必要がある。

今後、互助や住民主体の取組が不可欠となっていくといった、その趣旨や背景を含めよりわかりやすく伝え、広く認識共有が図られるよう、対応していく必要がある。

- ・ 第4条（地域住民等の責務）と第6条（行政の責務）の関係性を整理し、行政には、上記のとおり、あらゆる地域住民が排除されず地域社会に参画し、地域住民同士で支え合う関係づくりを支援する等の責務・役割があることを明確化することについて、法令上の規定の整備の検討を進める必要がある。

⁹ その他、基礎的要素として個人の意思決定の尊重も含まれているかもしれないという意見もあった。

② 福祉サービス提供等における「意思決定支援」への配慮

【現状・課題等】

- 法第3条及び第5条においては、福祉サービスの基本的な理念や提供の原則が規定されているが、当該規定において、意思決定支援への配慮の必要性は明記されていない。

【検討会議での意見等】

- この点、検討会議においては、改めて、総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の確保等の重要性についても認識共有が図られ、福祉サービス提供等の規定においても、「本人の意思決定支援を尊重する旨」等も書き込むことを検討してはどうか等の指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、福祉サービスの提供等に当たっては、意思決定支援への配慮の必要性を明確化することについて、法令上の規定の整備の検討を進めるべきである。

③ 福祉以外の分野との連携・協働

【現状・課題等】

- 地域住民の生活課題は、福祉分野のみで完結しておらず、社会・経済活動などが行われる中で、多様な分野にわたる課題が生じており、福祉分野にとどまらず様々な分野が密接に関連している。幅広い関係者との連携・協働を進めることで、地域社会の持続的な発展に寄与するとともに、地域住民の生活を支えることになることから、福祉以外の多様な分野と連携・協働を進めていくことは、地域共生社会の実現に当たって、極めて重要な視点である。
- 他方で、この間の取組について、包括的な相談体制の構築は進んできているものの、地域側で支援の必要な方を受け止めていくための地域づくりの取組ができていない・進んでいない状況がある。また、地域づくりを進めていくために必要となる他分野との連携について、自治体へのアンケート調査においては、連携先としては、福祉分野が多く、地方創生・まちづくり、商工・農林水産といった分野と連携している市町村は少ないといった結果がある¹⁰。

¹⁰ 令和6年11月26日 第6回検討会議 資料2 「包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の課題と今後の方向性について」 p. 39 参照

【検討会議での意見等】

- 自治体へのヒアリングにおいては、福祉以外の分野との連携が進んでおらず、国レベルでの連携促進や、法令上に連携規定を設けることが必要ではないかという意見がある¹¹。

- また、この点、検討会議において、
 - ・ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の実践を見ても、福祉の中にとどまる取組が多く、福祉を超えた地域づくりはあまり多くない。地域共生社会の理念には、すべての社会・経済活動の基盤としての地域も含まれているが、こうした地域との連動が見られない。
 - ・ 地域運営組織を活用する小規模多機能自治推進ネットワーク会議など、府省庁の取組の連携ができないか、自治体にとっての1つの選択肢として検討しても良いのではないか。
 - ・ まちづくりや福祉以外の分野との協働の必要性などの議論が必要。等の連携・協働の必要性の認識向上に関する指摘や、
 - ・ 法第6条第2項において、今回の成年後見・権利擁護支援のことを考えれば、司法との関係を入れておかないといけないのではないか。
 - ・ 法第107条、第108条の「地域福祉計画」において「居住支援」を書き込むか。
 - ・ 「食の環（わ）」プロジェクトはよい。食の環（わ）で共生社会を目指すというのは大事。
 - ・ 法第6条を実質的に動かしていくのであれば、法第107条（地域福祉計画）に（第1項第○号として）盛り込む事項を考える必要がある。
 - ・ 県がプレーヤーとなるにはまだまだこれからであるが、資源開発、農福連携、住宅政策において役割を果たせるのではないか。
 - ・ 居住支援や教育、司法など他分野との多機関協働の具体的な仕組みや事業化が必要ではないか。等の連携・協働を進めるための具体策に関する指摘があった。

【対応の方向性】

- このため、以下について、対応を進めるべきである。

¹¹ 令和7年3月27日 第9回検討会議 資料1-2 「包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業に関する自治体ヒアリングについて」 p.8 参照

- ・ まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法¹²等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。
 - ・ さらに、福祉以外の分野との連携・協働について、具体的な取組を進めるため、都道府県による支援を強化することや、地域運営組織（RMO）や指定地域共同活動団体との連携・協働などによる、福祉以外分野とも連携・協働した住民主体の地域づくりと包括的な支援体制の整備を繋げていく必要がある。
- また、前提として、地域共生社会の推進に当たっては、前述のとおり、福祉以外の分野との連携・協働が不可欠な要素であることから、地方創生など政府全体として取り組む政策に位置づけ府省庁横断的に取り組むことが重要である。

¹² 当該記載における「司法」という文言は、包括的な支援体制の整備を行う上で、連携・協働する分野としての表現であることから、今般の権利擁護支援策等の検討も踏まえた家庭裁判所などの司法機関に限らず、法律専門職等とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働等も念頭においたものとして、ここでは使用している。

(2) 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

① 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業

【現状・課題等】

- 包括的な支援体制の整備は、法第 106 条の 3 において、全ての市町村に対して、努力義務として規定されており、法第 106 条の 4 に規定する重層的支援体制整備事業がその 1 つの手段として位置づけられている。両規定の関係性については、第 106 条の 3 が市町村に求める体制を示しているのに対して、第 106 条の 4 はそれを実現していくための 1 つの手法として、事業を法定化しているものである。
- 包括的な支援体制の整備については、市町村や関係者から何をもって体制が整備できているのか判断が難しいとの声もあり、自治体へのアンケート調査においては、包括的な支援体制の整備のために何らかの取組が必要と考えているが、具体的な検討を行っていない市町村が約 45%あることが分かった¹³。
- 重層的支援体制整備事業を実施せずに意欲的に包括的な支援体制の整備を行っている市町村があるが、こうした市町村に対する支援や制度的な対応は講じられていない。
- 重層的支援体制整備事業については、令和 2 年度の制度創設以降、実施箇所数は増加¹⁴している中で、事業に対して予算の範囲内で交付することとされている重層的支援体制整備事業交付金（多機関協働事業等）については、機能面や取組面の評価はなく、人口規模のみに応じた財政支援となっている。重層的支援体制整備事業については、法において、相談支援、地域づくりに加えて、多機関協働事業、参加支援事業、継続的支援事業を一体的に実施することとされている。
- また、これまで、重層的支援体制整備事業を実施するに当たっては、地域住民等との対話を行い、様々な関係者と議論した上で実施することを実施要綱において明示してきていたが、自治体へのアンケート調査においては、事業実施に向けた準備の検討会議等を設置していない市町村が約 6 割あること¹⁵や、重

¹³ 令和 6 年 11 月 26 日 第 6 回検討会議 資料 2 p.13 参照

¹⁴ 重層的支援体制整備事業の実施市町村数は、令和 3 年度の 42 箇所から、令和 7 年度の 473 箇所（見込み）に増加。

¹⁵ 令和 6 年 11 月 26 日 第 6 回検討会議 資料 2 p.40 参照

層的支援体制整備事業実施計画を策定している市町村のうち、約3割が事業評価・見直しに関する事項を定めていないこと¹⁶が分かった。

- 都道府県については、包括的な支援体制の整備に当たって、市町村に対する助言援助を行う責務が法第6条第3項に規定されている。

【検討会議での意見等】

- 包括的な支援体制の整備については、自治体へのヒアリングにおいては、
 - ・ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村に対しても支援や法に規定する支援会議を利用できるようにすることが必要。
 - ・ 包括的な支援体制は何をもって整備したと言えるのか、指標のようなものがあると良い。
 - ・ 財源があっても人を雇えない時代になってきていて、これから1人2役・3役が求められる。人口規模の小さい市町村では、今後各分野でそれぞれ窓口を維持できず、一本化しなければならないところもでてくるだろう。
 - ・ 情報や財源だけ与えられても使いこなすのは難しく、市町村の課題に寄り添って伴走的な支援をして欲しい。
 - ・ 都道府県に求められる役割が大きくなって今この体制では受けきれない、まずは都道府県に対する研修をして欲しい。
 - ・ 都道府県が所管する保健所、児童相談所、子ども・若者総合相談センター、精神保健などとの連携を進めて欲しい。

との意見があった¹⁷。

- また、この点、検討会議において、
 - ・ 具体的な対応の検討を行っていない市町村に対しては、包括的な支援体制の要素を明確にし、既存事業をベースに整備していくプロセス等を明示して支援を行うべき。
 - ・ 重層的支援体制整備事業は必須ではないことから、その活用は自由であり、何を活用して包括的な支援体制を進めるのかは市町村によっても異なる。
 - ・ 重層的支援体制整備事業は1つの手段であり、この事業を使わない市町村には違う支援の方法があっても良い。
 - ・ 包括的な支援体制の整備が相談支援の包括化の範囲にとどまって理解されていることが多く、地域づくりまで実施できていないのではないか。

¹⁶ 令和6年11月26日 第6回検討会議 資料2 p.41 参照

¹⁷ 令和7年3月27日 第9回検討会議 資料1-2 p.1, 2, 4 参照

- ・ 法第 89 条で定められている基本指針（国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針）は、改定が為されておらず、今日的な指針としていく必要がある。
- ・ 地域づくりにはそれを担う人材の確保が鍵であり、地域づくりの取組には、各省庁、各分野の幅広い関わりが視野に入る。
- ・ 包括的な支援体制の整備に当たっては、国の支援だけではなく、都道府県の後方支援を一層強化する必要がある。
- ・ 小規模な市町村においては、生活支援や地域活動の機能を 1 つの拠点に集約し、一体的に行うなど、コンパクトな包括的な支援体制を目指すことも考えられる。

といった指摘があった。

- 重層的支援体制整備事業については、自治体へのヒアリングにおいては、
 - ・ 地域づくりはあまり進んでいない。住民主体の取組を含めて地域の幅広い取組の連携が必要だということは理解しているが、具体的に何をすれば良いのかイメージができていない。
 - ・ 施策を行う以上、評価は重要であるが、現状ではそこまで対応できていない。
 - ・ 重層的支援体制整備事業の実施に当たって、地域住民等の対話の中からではなく、近隣市町村等が始めたから事業を開始したというのが多い。

といった意見があった¹⁸。

- また、この点、検討会議において、
 - ・ 重層的支援体制整備事業は体制整備のための手段としての事業である。
 - ・ 重層的支援体制整備事業はサブシステムであり、包括的な支援体制を整備するための潤滑油で、メインシステムを下支えする補完的な機能を果たすものである。
 - ・ 地域づくりにはそれを担う人材の確保が鍵であり、地域住民を巻き込み、地域を組み立てていく地域おこし、まちづくり的能力をもつ人材を育てていく仕組みがない。
 - ・ 実施までのプロセスが一番重要だという原点を押さえておくことを忘れないようにする必要がある。
 - ・ 重層的支援会議や支援会議を関係機関の連携強化の場として活用している自治体もある。個々のケースに直接の関係がない職員等であってもメンバ

¹⁸ 令和 7 年 3 月 27 日 第 9 回検討会議 資料 1 - 2 p. 3, 5, 6 参照

- ・ 一を固定化する等して情報共有を図ることは重要で、担当者が変わっても継続性が図られるし、体制のメンテナンスにも重要な役割を果たしている。
- ・ アウトリーチをしながら包括的な対応をしていくという観点でも、本人の同意を得ることが難しいケースなどで支援会議は重要であり、重層的支援体制整備事業未実施の自治体にとっても重要なことであり、迅速に普遍化すべきである。
- ・ 既存の支援体制、地域資源の掘り起こしの状況、地域の現状を踏まえて、重層的支援体制整備事業を活用するか否か、活用する場合の戦略を検討した上で取り組まれるべきものである。
- ・ 事業が実施された後も、見直しを行い変化し続ける。意識的にスクラップアンドビルドを行うことを意識すべき。
- ・ 既存の支援体制、地域資源の掘り起こしの状況等を踏まえて、事業を活用する必要があるかどうかの検討を行った上で取り組まれるべき、定量的に成果や効果を示していくことも一部には必要、その際、定量的・外形的な指標だけではなく定性的な評価の観点の整理も必要。
- ・ 多機関協働事業への丸投げなども生じており、地域づくりとの連携・協働が図られていない。
- ・ 多機関協働の機能については、一定程度体制が整い、定着していくにつれて、果たすべき役割が小さくなっていくことが想定されるが、人の入れ替わりに伴い、改めて規範的統合・協働関係の構築が必要になることがあり得るので、再度拡充することも検討すべき。

といった指摘があった。

【対応の方向性】

- 包括的な支援体制及び重層的支援体制整備事業については、こうした点を踏まえ、次の（i）から（v）までの対応を進めるべきである。

（i） 市町村における包括的な支援体制の整備

- ・ 包括的な支援体制の整備については、法において全ての市町村に対する努力義務として規定されており、改めて、全国どこの地域であっても支援を必要とする方が誰も取り残されることのない包括的な支援体制の整備を図ることを再確認する必要がある。
- ・ これを進めるため、全ての市町村に対して、国・都道府県による伴走支援を行うとともに、法に規定する支援会議の活用や重層的支援会議のような枠組み等を重層的支援体制整備事業を実施せずに包括的な支援体制を整備している市町村にも拡大し、市町村の実情に応じた体制整備の支援を行う必要がある。

- ・ また、全ての市町村が包括的な支援体制の整備に取り組むことができるよう、その趣旨を分かりやすく示すほか、地域を共に創る（共創）必要性も示すとともに、取り組むに当たって参考となるような整備手法を国において示す必要がある。これに伴い、地域づくりが進んでいないという実態等も踏まえ、包括的な支援体制整備に関する指針等において、地域づくりを進めるために重要な要素等を示す必要がある。
- ・ 生活困窮者自立支援制度は、制度の狭間を生まないための包括的な支援制度の構築を理念として創設されたものであることを踏まえ、包括的な支援体制の整備に当たっては、同制度が特に重要な役割を持つものであること及び同制度の生活困窮者には身寄りのない高齢者等を含め、支援が必要な者が幅広く含まれることについて、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。この点、生活困窮者自立支援制度の実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村においては、包括的な支援体制の整備に当たって、一次的な相談受付の機能を拡充し、断らない相談支援を実現していくという観点が必要である。その際、医療・保健分野等との連携体制を構築している地域包括ケアシステムとの連動を図ることも必要である。
- ・ また、既に同制度の理念において、地域づくりが柱となって、これまでも生活困窮者の支援を通じて地域づくりが進められてきた経緯を踏まえ、生活困窮者自立支援法における地域づくりの位置づけを明確にすることについて、同制度の法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。
- ・ その上で、将来的には、全ての市町村において包括的な支援体制の構築が図られることを念頭に、生活困窮者自立支援制度を中心に介護保険制度などの既存制度を活用する中で連携体制の強化により構築する方法（以後、「既存制度活用アプローチ」とする¹⁹。）と過疎地域等における柔軟な仕組みにより包括的な相談支援や地域づくりを構築する方法（以後、「機能集約化アプローチ」とする。（ii）で詳述。）により推進していく必要がある。
- ・ 既存制度活用アプローチにおいては、既存分野ごとに相談支援・地域づくり事業を行うものの、相談支援の観点からは、あらゆる支援を必要とする方を把握し、相談があった場合でも、支援関係機関同士で連携・協働を図ることで、支援方針と役割分担を決定し、支援関係機関全体で相談支援を行うことができる体制となっているか、改めて市町村において確認・検証の上、連携強化を図る必要がある。
- ・ 地域づくりに関しては、各制度・事業の担い手として他分野のまちづくり等

¹⁹ 既存制度活用アプローチは、生活困窮者自立支援制度を中心に構築する場合のほか、地域包括ケアを中心に構築することも考えられる。

に関わっている者を含めた人材の確保を図るとともに、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度（総合事業や生活支援コーディネーター等）において、地域住民や多様な主体との連携の推進が図られていること等も踏まえ、住民主体の創意工夫の下で実施されている地域づくりを把握し、つなぎ合わせ一体的に展開されるよう制度間・関係者間の連携強化を一層進め、全ての関係者で地域を共に創っていく必要がある。

- ・ いずれのアプローチで推進していく場合であっても、市町村が必要な取組を効率的・効果的に進めることができるよう、制度の持続可能性の観点には留意しつつ、機能や実施する取組に応じた財政的な支援を行う必要がある。

（ii） 過疎地域等の包括的な支援体制の整備に向けた柔軟な仕組み

- ・ 過疎地域等の小規模な市町村²⁰において、実情に応じた体制の構築を進める観点から、現行の重層的支援体制整備事業とは別に、既存の相談支援・地域づくり機能を一体的に実施しやすくする柔軟な仕組みにより包括的な支援体制を整備することを可能とした上で、この仕組みを使う場合には、地域住民等との自主的な活動などとの連携協働と合わせて取り組むことが必要である。
- ・ あわせて、これらの事業の担い手についても、各分野に共通した人材養成のプログラムにより、幅広く一次的な相談対応ができる人材として養成していくことや、地域づくりのコーディネートをする人材についても制度を超えて共通化していく必要がある。その際の共通の理念としては、制度の狭間を生まない包括的な制度である生活困窮者自立支援制度の考え方を基礎に検討する必要がある。その際、一次的な相談窓口において、単独ですべての事案に対応するというのではなく、まずは相談を受け止め、その状況に応じて、都道府県、支援関係機関、地域住民等と連携しつつ、対応していくことを示していく必要がある。
- ・ また、地域住民等が興味・関心から地域に参画するための取組の強化や、幅広い地域住民等と対話し、共に考え、共にすすめる取組を実施していくことが必要である。
- ・ この仕組みを活用する市町村に対しては、機能や実施した取組に対して支援を行う必要がある。あわせて、国や都道府県は、市町村の実情を踏まえながら、こうした仕組みの導入支援をしていく必要がある。
- ・ その際、この仕組みに移行するか否かについては、市町村の希望によることとし、移行に当たっては、地域の潜在的なニーズや地域資源の把握・分析や地

²⁰ 対象となる市町村は、人口規模のみで決定するのではなく、この仕組みを必要とする市町村を対象とできるよう検討する必要がある。

域住民や様々な関係者と丁寧に検討を行うため、十分な期間をとることも可能とする必要がある。

- ・ 対象となる市町村においては、単独で必要な人材の確保が困難となることも想定されることから、必要に応じて都道府県が後方支援事業の一環として必要な人材派遣を行うほか、圏域単位での専門性の高い人材の確保等ができるようにする必要がある。

(iii) 都道府県における包括的な支援体制の整備

- ・ 都道府県における包括的な支援体制の整備に係る責務を再確認するとともに、精神保健や児童虐待²¹、難病等の相談支援の実施主体として市町村の包括的な支援体制の整備と連携する必要性を明確化する必要がある。
- ・ こうした観点から、これまで都道府県において後方支援として実施している研修や情報提供等に加え、アドバイザー派遣や市町村ごとの伴走支援を強化していくとともに、都道府県において地域住民等の地域への参画を進めるための勉強会等を実施する必要がある。また、その際、都道府県の実施する市町村支援に資するよう、国においては実践自治体や専門家等を都道府県に紹介するなどの都道府県に対する支援も必要である。

(iv) 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた取組

- ・ 重層的支援体制整備事業は、既存制度活用アプローチや機能集約化アプローチにより包括的な支援体制の整備を進めるための、1つの手段・推進策として利用可能な事業であることを再確認し、事業を実施することが包括的な支援体制の整備とイコールではないことを改めて関係者間で共通認識とする必要がある。
- ・ 加えて、重層的支援体制整備事業は、「包括的相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に行うことについて、改めて、関係者間で共通認識とする必要がある。
- ・ その上で、重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、各地域において、十分な対話や地域資源・ニーズの把握・分析等を行った上で、包括的な支援体制の整備のために必要か否かを地域住民や関係者と合意の上で進めていくことが重要であり、市町村が責任をもってそのプロセスを実施していくことが必要である。

²¹ 児童相談所は、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）及び児童相談所設置市（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の4第1項の児童相談所設置市をいう。）に設置が可能であり、都道府県に設置されている場合を主に想定。

- ・ その際、必要なプロセスとして、多様な地域の関係者との対話、現状の地域資源の把握と見える化、地域における既存制度・事業で対応できないとされる対象者の把握等が考えられ、こうした考え方を国において整理・具体化して、示す必要がある。
- ・ 重層的支援体制整備事業はあくまで事業であり、包括的な支援体制の整備に向けた具体的な対応を進めていくことが重要であり、単に体制を置くことに対して支援をするのではなく、機能や実施した取組に応じて支援をする仕組みに見直すことが必要である。
- ・ また、重層的支援体制整備事業は、常に検証・見直しを行い、改善に繋げていくため、定期的な検証・見直しが適時適切になされるよう、法令上の規定の整備の検討を進めていく必要がある。
- ・ さらに、事業の実施に当たっての目標・評価設定・その達成状況の確認を行うための具体的な考え方を示した上で、市町村の地域住民の生活課題の解決により一層資する取組を機能面や取組面で評価する仕組みと改める必要がある。
- ・ その際、国において、目標・評価設定、その達成状況を適切に評価出来るよう事業の実施状況など、一定の基準に基づき全国で比較可能なデータを把握できるような方策を講じるとともに、そうしたデータに基づき市町村が適切な評価指標を設定できるような手法を検討することが必要である。
- ・ 国においては、この検討のため、必要な調査研究を行うとともに、具体的な検討に当たっては、自治体（委託先の事業者等を含む）や研究者等の意見も聴く必要がある。

(v) 多機関協働事業等の役割・機能

- ・ 多機関協働事業等の運用状況には、自治体ごとにばらつきがあり、事業実施者が孤立している状況がみられることを踏まえ、質の向上・実施市町村の底上げを図るため、支援者支援や事業全体の司令塔機能であることなど本来の役割・趣旨を改めて市町村に周知する必要がある。その際、この事業の全てを市町村が外部に丸投げすることは適切ではなく、市町村の状況に応じて、民間の力も活かしながら、市町村の責任の下で実施する必要がある。
- ・ このように多機関協働事業については、後方支援を担い、既存相談支援機関の対応力を向上させていく機能や、既存制度において充足できてない点を把握し、地域づくりや運用の改善につなげる機能があるが、個別ケースの対応が中心となって、そこにとどまってしまっている実態もある。このため、国においては、既存制度等を最大限活用してもなお対応できない者に係るニーズを把握した上で、多機関協働の対象案件について、一定の整理を図るとと

もに、市町村においては、地域の状況分析や関係機関との協議等も通じて、対象について認識共有を図る必要がある。